杉並区教育委員会会計年度任用職員(一般)
【学芸員（郷土博物館担当)】募集案内

令和８年１１月１０日
杉並区教育委員会事務局

【１】　採用区分及び応募資格等

（１）　採用区分等

採　用　区　分		勤 務 態 様	採用予定数	勤　務　場　所
会計年度任用職員（一般）	学芸員 郷土博物館担当	月１６日／ １日７時間４５分	若干名	杉並区立郷土博物館 杉並区大宮一丁目 20 番 8 号 杉並区立郷土博物館分館 杉並区天沼三丁目 23 番 1 号

（２）　仕事内容

郷土博物館において、資料の収集、保管及び展示、利用者への奉仕、調査･研究、刊行物、講演会等の開催、学校教育等における郷土学習の援助、他の博物館等との連絡調整、資料の寄贈及び寄託に関すること等、自身の専門や専攻に関わらず多岐にわたります。

そのほか博物館の運営上必要な業務に従事します。運営上必要な業務とは、日常の電話応対や館の窓口業務、開館・閉館作業などを含み、日常的にパソコンを使用した文書作成（主にWord)・データ入力（主にExcel)、区の庶務事務システム・文書管理システム等を使用したパソコンの入力作業です。メールの送受信、チャットでのやり取り、オンライン会議の参加等もあります。

勤務場所は、郷土博物館または分館です。

（３）　任用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※条件付採用期間（試用期間）１か月

※公募によらない再度の任用制度あり

（公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。）

（４）　応募資格

① 国籍を問わず、大学を卒業し、学芸員資格を有する方

② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

1　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
※　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【２】　申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

申込方法	申　込　期　限	送付先・持参場所
郵　送 または 持　参	令和８年１２月４日（金）まで（必着） ※持参の場合は休館日（毎週月曜日＊11 月 23 日を除く）と 11 月 24 日、第三木曜日を除く午前９時から午後５時まで）	〒１６８－００６１ 杉並区大宮一丁目２０番８号 杉並区立郷土博物館

※　郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（一般）【学芸員（郷土博物館担当)】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず**簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。

※　応募書類は返却いたしません。

※　収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【３】　第一次選考

方　法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※１申込書は返却いたしません。 ※２申込書は、今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
結果発表	令和８年１２月２３日（水）までに応募者全員に結果を通知します。	

【４】　第二次選考

日時・場所	○令和９年１月１５日（金）（予定） （時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。） ○郷土博物館	
方　法	面　接	会計年度任用職員（郷土博物館担当）として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
結果発表	令和９年１月２８日頃を予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【５】　報酬・手当

月額　２２８，８６４円（令和８年４月１日時点）（地域手当に相当する報酬を含みます）

※１　再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。

※２　通勤費を支給します。（上限１か月５５，０００円まで）

※３　採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

※４　期末手当・勤勉手当を支給します。

【６】　勤務条件・休暇

◇　勤務日は原則として月曜日を除く、月１６日勤務です。
　土曜日・日曜日・祝日法による休日も勤務日となります。

◇　勤務時間は原則として午前８時３０分から午後５時１５分までの１日７時間４５分勤務です。（休憩時間は別途６０分）

◇　公務のため必要がある場合は正規の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。

◇　年次有給休暇は、年１３日付与されます。

◇　慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。

【７】　社会保険・福利厚生

◇　社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。

◇　年１回、一般的な健康診断が受けられます。

◇　労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。

◇　杉並区職員互助会に加入することができます。

【８】　服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【９】　会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和２年度から新たに創設された地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく一般職の非常勤職員です。

【１０】　求職者等へのセクシャル・ハラスメント防止について

杉並区は求職者等へのセクシャル・ハラスメント防止に関するルールを定めています。

また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。

詳細は、当区ホームページ（https://www.city.suginami.tokyo.jp/s010/29279.html）をご覧ください。

【１１】　申込み・問合せ先

杉並区立郷土博物館

〒１６８－００６１
杉並区大宮一丁目２０番８号
電話：０３－３３１７－０８４１　担当：平野・川上
郷土博物館ホームページ　　https://www.city.suginami.tokyo.jp/histmus/